

# 特定非営利活動法人しゅわえもん定款

認可 第二の法人の会員は、次の2種 第1章 総則 もって特定非営利活動促進法(以下「法」)

(名称) えもん上の社員とする。

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人しゅわえもんという。

(2) 実効会員(サポーターランプ)

(事務所) の法人の目的に賛同し、貢献をした個人又は個人及び団体

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(員の入会については、 第2章 目的及び事業

(目的) として入会しようとする者は、代表者別に定める入会申込書により、代表

**第3条** この法人は、ろう児及びろう者の両親を持つ子どもを中心に、本来子どものもつ創造性・生きる力を育む教育の実践活動として、家庭教師の派遣、地域や学校との連携を結んだ教育支援事業、生涯学習の支援事業、研究活動並びに情報提供事業を行ない、ろう者の生活文化の発展を促し、ろう者の人権擁護、社会参画の実現、並びにろう者と聴者の協調による平等な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類) にて別に定める年会費を納入しなければならない

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業) ては、その資格を失する

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ろう児に対する家庭教師派遣事業
- (2) ろう児及びその家族に対する体験学習支援事業
- (3) ろう児及びその家族に対する交流推進のための支援事業
- (4) ろう児及び保護者、教育関係者に対しての各種相談事業
- (5) ろう教育及びろう文化に関する広報普及事業
- (6) 成人ろう者に対する生涯学習支援事業
- (7) ろう児向けの教材作成、販売事業
- (8) ろう教育に関する研究事業
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

(2) この法人の名前を用いて又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 公序良俗に反する行為をしたとき。

(提出金額の不正確)

第12条 勘定の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 会員

#### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員(サポートーシップ)  
この法人の目的に賛同し、賛助せるために入会した個人及び団体

#### (入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第10条** 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 公序良俗に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

1 役員は、新任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

第17条 (1) 理事 3人以上10人以内 分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこ

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、2人以上3人以内の副代表理事を置くことができる。  
(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任す  
(選任等) とができる。この場合、その解任に対する議決する前に弁明の機会を与えるべき

**第14条** 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族  
(親類) が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員  
の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第19条 4 法20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。ことができる。

3 前2項に規定する必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職務)

**第15条** 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第20条 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けた  
ときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、こ  
の法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

第21条 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又  
は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ  
(構成) を総会又は所轄庁に報告すること。

第22条 (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、  
(構成) 若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第16条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後  
最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任

者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

**第20条** この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(議決)

**第21条** 総会における議決事項は、第5章 総会によってあらかじめ通知した事項と  
(種別)

**第22条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。委嘱し、又は他の正会員を代理人として表

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第24条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

**第27条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第28条** 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第29条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項  
(議事録) である。

**第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる場合を除く。

## 第6章 理事会

(構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

**第30条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(権能) 1) 日時及び場所

**第32条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第33条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
第42条 第36条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(表決権等)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。  
事業会計とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表(議事録)は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出予算(予算外の支出)を作成しなければならない。

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所、新たに成立した予算の収入支出をみなし。
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)使用

第46条 (2) 審議事項 予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。  
(3) 議事の経過の概要及び議決の結果(決を終なればならない)。

- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第47条 が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

**第39条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第49条 一度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の区分)

**第40条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

負担をし、又は営利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を終なければならぬ。

(資産の管理)

**第41条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事

が別に定める。

(会計の原則) 第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 法第27条各号に規定する事務所の所在地（登記の変更を伴わないもの）

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(2) 特定非営利活動に係る事業の成功の不能のため、前項の収支予算を策定することができない場合は、

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用) 事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(3) 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 この法人が解散（合併又は吸収合併開始の決定による解散を除く。）したときに残存する予算の追加及び更正

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(合併)

(事業報告及び決算) 合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

**第51条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

**第52条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第53条** この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

**第54条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第55条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雜則

(細則)

**第56条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 野崎 誠

副代表理事 小林 園子

理 事 竹内 かおり

理 事 鈴木 康世

監 事 福村 治美

3. この法人の年会費は、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 個人 5000 円

(2) 賛助会員 年会費 個人 1 口 1000 円 (1 口以上) 団体 1 口 5000 円 (1 口以上)

これは当法人の定款である

理事 野崎 誠

